

議案甲第14号

多久市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月22日

提出者	多久市議会議員	野口 義光
	〃	野北 悟
	〃	中島 慶子
	〃	服部奈津美
	〃	國信 好永
	〃	田中 英行
	〃	飯守 康洋
	〃	樺島永二郎
	〃	香月 正則
	〃	中島 國孝
	〃	田渕 厚
	〃	角田 一彦
	〃	古賀 公彦
	〃	平間 智治
	〃	牛島 和廣

多久市議会議長 山本茂雄 様

別紙

多久市議会議員定数条例の一部を改正する条例

多久市議会議員定数条例（平成14年多久市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、多久市議会の議員の定数は、 <u>16人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、多久市議会の議員の定数は、 <u>15人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。